幸町地区の学校跡施設の利用方針(案)

1 検討にあたっての基本的な考え方

- (1)「千葉市公共施設見直し方針」(平成26年7月策定)における見直しの基本方針(「施設利用の効率性向上」「施設の再配置」「施設総量の縮減」)に基づいて検討を行います。
- (2) 中長期的な視点から、人口・世代構成や、周辺施設の立地状況、地元要望などを総合的に勘案して跡施設利用を行います。
- (3) 市として利活用がなく、余剰となる跡施設については、売却等を行います。

2 利用方針(案)

(1)幸町第一小学校跡施設

- ・URによる、将来的な団地建替等の可能性を見据え、引き続き本市で所有し、今後、周辺状況の変化に応じて、活用方法を検討します。
- ・地元要望を踏まえ、本格利用までの間、校庭を運動広場として暫定的に活用します。
- ・運動広場は、避難場所として、引き続き指定します。
- ・校舎及び体育館等については、老朽化が進んでいることや、耐震性能が不足していることなどを踏まえ、除却します。

対象	用途	概要	供用予定時間	管理運営主体
校庭		市民が手軽に利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場として、 校庭を活用します。		地元自治会、スポーツ振興会、利用団体等で構成される運動広場管理運営委員会

(2)幸町第二小学校跡施設

- ・市としての利活用がないことから、売却等を行います。具体的な手法については、別途検討します。
- ・現在、幸町第二小学校跡施設内に立地している「幸町第二小学校子どもルーム」は、利用状況等を踏まえ、平成31年度に、幸町小学校内の「幸町小学校子どもルーム」を基本に 移転・統合します。

3 スケジュール(予定)

施設名	用途等		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
	改修等	敷地						・運動広場 フェンス等整備		
幸町第一小学校 跡施設		校舎• 体育館等	•校舎等解体	設計		∙校舎等解	体工事			
	供用		•(仮)供用 :	※工事期間中は	休止				•供用開始予定	
幸町第二小学校	移転	子どもルーム			-幸町小へ移転(4月)					
跡施設	処分等	校舎等·敷地	•校舎等解体	設計		∙校舎等解	体工事	・売却等手続き		

幸町地区の学校跡施設の利用方針(案) 地元代表協議会要望書への対応について

要望書の内容		対応	理由		
1 震災時等に人命を守る避難場所・避難所として整備すること。 ・校舎、体育館・校庭を震災、高津波発生時の避難場所、 避難所として整備するよう要望します。	(一部対応)	 ・避難場所は、幸町第一小跡施設の校庭を継続して指定します。 ・避難所及び津波避難ビルとして整備することは、右の理由から対応が困難です。 	【避難場所】 ・運動広場として利用する幸町第一小学校跡施設の敷地について、継続して指定します。 【避難所】 ・施設の効率性の観点などから、跡施設を災害時のみのために整備する予定はありません。 ・災害時には、学校の校舎も状況に応じて使用し、避難者を収容することから、校舎も含めて収容人員を計算すると、幸町地区としては、現在の地域防災計画における想定避難者数分の収容人数を確保できております。 【津波】 ・千葉県が発表している津波浸水予測では、千葉市沿岸での最大津波高は海抜2.9mであり、幸町地区については、浸水は想定されておりません。また、万が一、想定より大きな津波が発生した場合でも、地震発生から津波が到達するまである程度の時間があるため、高台への避難を原則としております。		
 2 体育館・校庭はスポーツ団体が利用できるように整備すること。 ・スポーツ団体が継続して利用できるよう、施設の整備を要望します。 	(一部対応)	・校庭は、幸町第一小跡施設について、運動広場として暫定的に活用します。・体育館は、右の理由から対応は困難です。	 ・将来的な団地建替等の可能性を見据え、幸町第一小学校跡施設の敷地については、引き続き保有します。本利用については、団地の建替えなど周辺環境の変化等の状況を踏まえ、検討します。 ・体育館については、今後、高洲市民プール及び磯辺第二中学校跡施設に整備することから、美浜区において、新たな整備は予定しておりません。 ・なお、幸町小学校など、既存の学校体育施設開放による、体育館や校庭の利用も可能であることから、そちらの利用を併せてお願いします。 【校庭】 ・本利用までの間、校庭を運動広場として暫定的に活用します。 ・既に幸町第二小学校の近隣には幸町1丁目運動広場があることを踏まえ、幸町第一小学校跡施設の敷地を活用します。 		
3 校舎は地域の子ども、子育て世帯、高齢者、団体等利用できるよう整備すること。 ・各世代が集い、交流や親睦を図れる場所や、地域の諸団体が利用できるように施設を整備してください。		・右の理由から対応は困難です。	 ・地域住民の方が利用できる施設として、幸町公民館、幸町子育でリラックス館が整備されており、各施設において様々な講座やイベントなど、世代間の交流や親睦を図る事業を実施しております。 ・これらの施設の利用状況等を踏まえ、地域の諸団体などの利用は可能であると考えていることから、新たな施設を整備する予定はありません。 		
4 市の公園や広場として子どもや高齢者、住民が憩う場所として整備すること。 ・公衆トイレを設置し、子どもや高齢者などが安全・安心して憩える広場として整備するよう要望します。	_	・右の理由から対応が困難です。	・幸町団地の立地するエリア(建築基準法で規定する一団地認定エリア)の公園については、開発業者(UR)が、自主管理公園(プレイロット)として整備していることから、都市公園を代替するものと考えており、新たな公園を整備する予定はありません。		
5 学校跡施設を民間業者等へ売却しないこと。	(一部対応)	・幸町第一小学校跡施設は、売却せず、引き続き、本市で所有します。・幸町第二小学校跡施設は、右の理由から対応が困難です。	【幸町第一小学校跡施設】 ・将来的な団地建替等の可能性を見据え、敷地については、引き続き市で保有し、運動広場として暫定的に活用します。 【幸町第二小学校跡施設】 ・要望書の内容については、幸町第一小学校跡施設への運動広場の整備等により、一部対応可能と考えています。 ・また、地域の方々が利用できる施設として、幸町公民館などがありますので、併せてご利用をお願いします。 ・これらの状況を踏まえ、市として、跡施設を利活用する予定はないことから、幸町第二小学校跡施設については、売却等を行います。 ・なお、売却等の具体的な手法については、別途検討します。		